

3 生活保護が決まるまで

◆ 生活保護を具体的に決定する4つの原則があります。

(1) 申請保護の原則

生活保護を受けるときは、福祉事務所へ申請に必要な書類を提出してください。

(2) 基準及び程度の原則

生活保護は、厚生労働大臣の定める基準により計算した世帯全体の最低生活費とその世帯全体の収入を比べて、収入が最低生活費に足りない場合にその足りない額が支給されます。

(3) 必要即応の原則

生活保護は、生活保護が必要な人の年齢、健康状態などその個人又は世帯の状況に応じて行われます。

(4) 世帯単位の原則

生活保護の必要性や生活保護費の額は、世帯（同居・別居を問わず、生計を同一にしている人たち）全体の必要性から判断し、決められます。

◆ 手続きの流れ

相談

生活に困って生活保護のことをお聞きになりたい方は、福祉事務所にご相談ください。

申請

福祉事務所で生活保護申請に必要な書類を受け取り必要事項を記入して提出してください。

調査

生活保護申請があると、福祉事務所の地区担当員があなたの家庭などを訪問して、生活状況を調査するとともに資産、能力及びその他の制度の活用、扶養義務者の扶養の可能性などについて調査します。

決定

厚生労働大臣の定める基準により計算したあなたの世帯の最低生活費と収入を比べて、生活保護が必要かどうかを決定します。

* 禁止事項

事実と違った内容で申請したり、収入を正しく申告しないなど不正な方法で生活保護を受けようとしてはいけません。